

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告示

○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 ..... (法制文書課)	110
○北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制限対象事業実施制限区域 の一部改正..... (観光局)	110
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の 設定に関する裁定の申請..... (農地調整課)	111
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	111
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	111
○北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則に係る告示 ..... (漁業管理課)	111
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課)	112
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	112
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	112
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	112
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	113
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課)	113
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	113
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	113
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	115
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知..... (建築指導課)	116
○特定調達契約に係る資格の北海道告示掲載事項の一部改正..... (財務指導課)	116
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	117
<b>道立旭川肢体不自由児総合療育センター告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	118
<b>道病院事業管理規程</b>	
○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程.....	119
○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程.....	119

○北海道道立病院局処務規程の一部を改正する規程.....	120
○北海道病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する規程.....	120
<b>道教育庁教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(8件).....	121
○特定調達契約に係る入札の公告.....	128
<b>道監査委員告示</b>	
○北海道監査委員規程の一部を改正する規程.....	129
<b>道監査委員公表</b>	
○監査公表第4号.....	129
○監査公表第5号.....	129
<b>道警察本部告示</b>	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	133

## 告示

### 北海道告示第239号

平成6年北海道告示第1479号(北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

行政書士試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。  
准看護師試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。  
狩猟免許試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中の「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。  
採石業務管理者試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び各振興局の行政情報コーナー」を「同」に改める。

砂利採取業務主任者試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」欄中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び各振興局の行政情報コーナー」を「同」に改める。

### 北海道告示第240号

平成30年北海道告示第241号(北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に基づく制

限対象事業実施制限区域の指定)の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1の表の函館市の項中「函館市立千代ヶ岱小学校」及び「函館市立亀尾小学校」を削る。  
同表の旭川市の項中「旭川市立旭川第二小学校」及び「旭川市立旭川第二中学校」を削る。  
同表の士別市の項中「士別市立士別西小学校」を削る。  
同表の富良野市の項中「富良野市立山部中学校」を削る。  
同表の七飯町の項中「七飯町立大沼小学校」、「七飯町立軍川小学校」、「七飯町立東大沼小学校」及び「七飯町立大沼中学校」を削り、「七飯町立七飯中学校」の次に「七飯町立大沼岳陽学校」を加える。

#### 北海道告示第241号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
滝川市北滝の川1207番の内	田	117
滝川市北滝の川1208番1の内	田	5,334
滝川市北滝の川1208番2	田	5,495
滝川市北滝の川1208番4	田	3,731
滝川市北滝の川1209番1の内	田	13,405

#### 2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

#### 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

中間管理事業を活用し、地域の担い手に貸付けを行う。

#### 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに賃借に相当する補償金の額

##### (1) 希望する利用権の始期

令和2年6月22日

##### (2) 存続期間

5年

##### (3) 借賃に相当する補償金の額

1,120,000円

#### 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

##### (1) 提出期限

令和2年4月13日

##### (2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

##### (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

#### 北海道告示第242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和2年3月19日、知内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道告示第243号

道営土地改良(大富地区(農用地改良保全施設))事業の工事を令和2年2月28日に完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道告示第244号

北海道知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年北海道規則第52号)第3条第1号に規定する北海道計画により定められた定置網漁業を除く採捕及び定置網漁業による採捕に係る30キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理対象期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)における知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので、同条の規定により告示する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第245号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) A重油 (JIS 1種1号) (1リットル当たりの単価) 716,000リットル
- (2) 軽油 (JIS 2号) (1リットル当たりの単価) 760,000リットル
- (3) 潤滑油
  - ア シェルリムラFB30又は同等品 (1リットル当たりの単価) 20,000リットル
  - イ シェルガデニヤS-3/40又は同等品 (1リットル当たりの単価) 13,600リットル

2 落札を決定した日

令和2年3月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 河辺石油株式会社
- (2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

4 落札金額

- (1) 86.5円
- (2) 99.9円
- (3) ア 445.0円
- イ 425.0円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月31日付け北海道告示第67号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町字敷島内口61（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第247号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石438地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、145の1・437の2・438（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年